

環境影響評価審査書に対する事業者の主な対応

009	箱根小涌園こどもの村再開発計画	
項目	審査書の指摘事項	事業者の対応
総括事項	事業予定地は、自然公園法による第2種特別地域に指定されるなどの規制を受けていることから、開発を行う場合は、土地の形状変更は必要最小限とするなどの具体的な対応が必要である。	土地の形状変更は、切盛造成面積や切盛土量を当初計画よりもそれぞれ減少させ、必要最小限とし、建物の規模も当初計画よりも縮小する。
水質汚濁	<p>利用人員が季節的に相当変動することから、排水量が大きく変動することを考慮した処理システムとすること。</p> <p>排水処理施設については、排水河川の全体の状況、排水量等の変動及び富栄養化防止に対応できるよう処理計画を再検討すること。</p> <p>排水先には、一時的に滞水しやすい場所があることから、汚水の滞留により悪臭が発生することのないよう排水口の位置等についても検討すること。</p>	<p>排水量の季節的変動が大きいことが予測されたので、排水処理施設を2分割し2系統で処理する方式に変更する。</p> <p>富栄養化防止のため、新たに脱磷装置を設置し、更に凝集沈殿処理装置を組み込み、より高度の処理を行う。</p> <p>排水口の位置については汚水が滞留しないようにルートを変更する。</p>
地象	急斜面に近接して一部のマンションの建設を計画しているが、地層の状況から判断すると、工事の実施方法などによっては、斜面崩壊の発生も懸念されるので、安全性を考慮し、マンションの位置関係や基礎工事の方法などを検討すること。	<p>急斜面に近接して建設を予定していた建物の位置を、傾斜地の法肩から約10m離れた位置まで後退し、急斜面の法肩に予定していた造成法面の位置を、斜面の法肩から5m以上後退させる。また、過去に斜面崩壊を起こした場所については防護ネットの設置や種子吹付けなどを行う。</p> <p>雨水排水については、急斜面の法肩に高さ15～20cmの雨水越流防止堤と30cmのU字溝を設け、雨水が斜面に流れ込まないようにする。</p>
動物・植物・生態系	<p>事業予定地は、比較的豊かな植生を形成し、鳥類、昆虫類等の生息も多くみられ、生態系も多様であることから、東側の斜面にある自然度の高い植生域を全面的に保全し、また、自然に近い二次林や成熟度の高い樹林を極力保存するため、造成及び建設計画を再検討し、具体的な方策を実施すること。</p> <p>修景緑地は、保存緑地や景観との関係などを考慮し、植栽する樹種、場所及び方法を具体的に検討すること。</p>	<p>斜面林縁部に建設する予定であった一部のマンションを林縁部から約10m後退させ、林縁部に植栽を行う。また、コナラ、ミズナラの群落を残すため、マンション等の配置を変更する。そのほか、移植可能なヒメシャラ、ナラ類、モミジ類等の樹木を存続する「こどもの村」に移植する。</p> <p>修景緑地には、多層林が形成されるよう、郷土樹種を中心に植栽する。また、「こどもの村」では、緑地の復元を行うために、遊戯施設の利用エリア等を除いて立入禁止にする。</p>
景観	建物が違和感を与えないよう、建物の構造、配色を検討すること。	屋根は濃いブラウン系統、外壁は渋いブラウン系統とし、周辺の緑地と調和がとれるようにする。
安全	工事中の車両の85%は、国道1号線からの出入りを予定しているが、国道1号線は、交通量が多く、道路構造も大きくカーブし、こう配が急なため、交通事故が発生しやすいので、極力、県道大涌谷小涌谷線から出入りできるよう通行量配分計画を検討すること。	工事中の車両の一部を県道大涌谷小涌谷線に経路変更し、国道1号線からの車両の出入りを85%から65%に減少させる。